

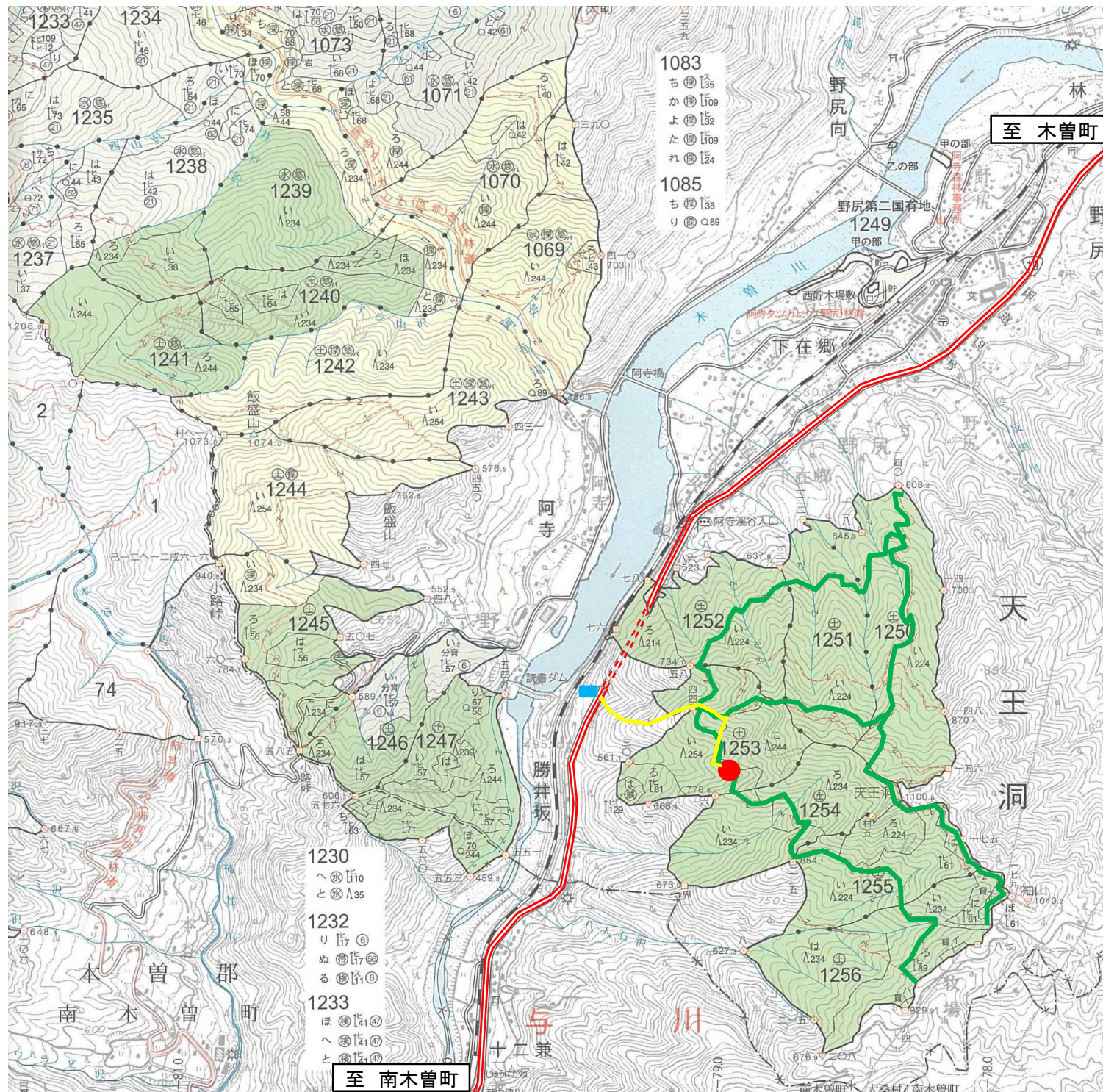
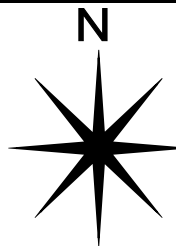
請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	木曽森林管理署南木曽支署
2 事業の種類	治山事業：保安林整備工事（歩道整備（新設））
3 災害発生日時等	令和元年10月24日（木） 14時30分頃発生 怪我の程度：左上腕部骨折、左足甲骨折、右手首骨折 休業見込み：6週間程度
4 災害発生場所	天王洞国有林1253い林小班
5 契約相手方	木曽南部森林組合
6 事業実行事業体	ヒノキ精香(株)（下請）
7 被災者年齢等	年齢：59歳 性別：男 2の事業の経験年数：6年 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：(労災)、(雇用)、(健康)、(厚生)、(林退)
8 従事作業	歩道整備（新設）倒木処理
9 災害概況	<p>当日被災者は、同僚1名と歩道新設作業に従事していた。14時頃、被災者は林地傾斜約30度の場所で作業に支障となる倒木（ヒノキ：胸高直径68cm×長さ30m）を除去するため、根元方向から約14mの位置で1回目の切断（玉切）箇所チェーンソーを入れ2/3程度を切断し切り口にくさびを入れ、次に2回目の切断（玉切）箇所（1回目の切断位置から約3m）を切断し、1回目の切断箇所に再度チェーンソーを入れ切断し切り離れた。</p> <p>歩道新設の作業スペースを確保するため2番玉（①：末口約40cm×長さ約3m：2回目に切り離れた丸太）の中央付近で3回目の切断処理をし除去して、歩道新設の作業スペースを確保した後、歩道新設箇所上部に不安定な状態で1番玉（末口約42cm×長さ約14m：1回目に切り離れた丸太）が残ったため、これを安定させるため1番玉の中央付近で4回目の切断処理をした際、1番玉の末口部分の丸太（②：末口約42cm×長さ約5m）が、歩道新設の作業スペースとなっていた斜面下向へ21m滑り落ち、支えのなくなった1番玉の根元部分の丸太（③：末口約50cm×長さ約9m）も12m下方向に回転しながら滑り落ち、被災者はとっさに退避をしたが間に合わず根元部分が被災者にあたり被災した。</p> <p>同僚は14時15分頃、被災者の作業中の写真を撮影後、尾根を挟んだ離れた箇所歩道新設作業に従事していた。14時30分頃大きな音がしてチェーンソーがアイドリング状態のままであることを不審に思い、14時40分頃無線で被災者へ連絡を取ったところ応答が無いので、14時50分頃被災者のところへ行ってみると、根元部分の丸太付近でうずくまっている被災者を発見、同僚が声を掛けると意識もあったので応急処置を行い会社に連絡をして、同僚と共に自力で駐車場まで下山し、同僚の車で木曽病院へ搬送した。</p> <p>診察を受けた結果、左上腕部、左足甲、右手首の3か所骨折と診断された。</p>
10 その他特記すべき事項	<p>10月26日 元請 木曽南部森林組合が職員へ安全指導</p> <p>10月28日 下請 木曽南部森林組合がひのき精香（株）職員へ安全指導</p>

災害発生箇所位置図

長野県木曾郡大桑村
天王洞国有林1253い林小班

S = $\frac{1}{20,000}$

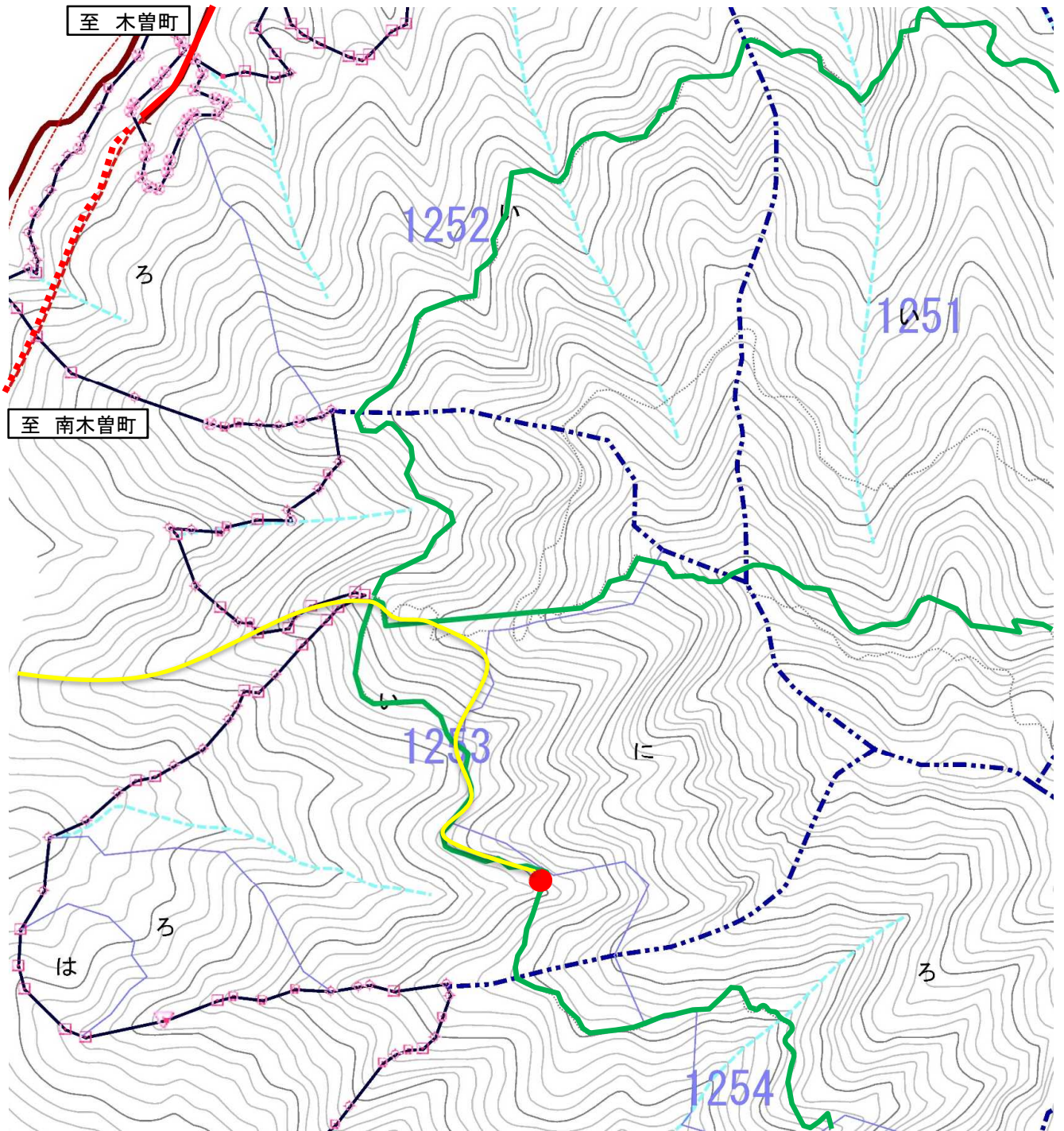
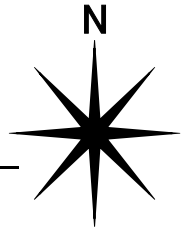


凡例	
	災害発生箇所
	歩道新設
	国道19号
	駐車場所
	下山時ルート

災害発生箇所 基本図挿入図

長野県木曾郡大桑村
天王洞国有林1253い林小班

S = $\frac{1}{5,000}$



凡 例	
	災害発生箇所
	歩道新設
	国道19号
	下山時ルート

災害発生見取図

